

清掃業務処理要領（新得・本別・広尾地域保健支所）

清掃業務の処理については、委託契約書の定めによるほか、この清掃業務処理要領の定めによる。

1 基本事項

- (1) 清掃業務の処理に当たっては、良好な環境衛生の維持等に十分配慮するとともに委託者の業務に支障のないよう実施することはもとより、業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受託者の負担とし、適正に処分すること。
- (2) 清掃業務の処理に当たっては、この要領に示す業務の処理に必要な適正な数の作業員を配置すること。
また、作業員の厳選はもとより、日常の訓練にも十分留意して業務を行うこと。
- (3) 作業員には常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、職員及び来庁者に接する場合の言動等について十分留意するよう指導監督すること。
- (4) 各種建材の特性を十分認識した上で、最適な清掃資機材を使用すること。
- (5) 清掃機材の取扱いに注意し、委託者の施設、備品等を損傷させないこと。
- (6) 清掃作業の実施により移動した椅子、その他の備品等は、必ず元の位置に戻しておくこと。
- (7) 電気、水道の使用については必要最小限に止め、照明は作業終了次第直ちに消灯すること。
- (8) 火気には十分注意し、特に消防法第2条第7号別表に定める発火性又は引火性の危険物は絶対使用しないこと。
- (9) 借用した鍵は慎重に取り扱い、作業を遂行するために必要な時間と場所に限り使用すること。
- (10) その他、細部の事項については委託者と協議すること。

2 費用の負担

清掃業務の処理に要する資材（洗浄用洗剤、ワックス、タオル等）、機材（ほうき、真空掃除機等）、衛生消耗品（トイレトーパー、水石鹼、ビニル袋、便座クリーナー等）等は、一切受託者の負担とする。

ただし、水道及び電力の費用は、委託者の負担とする。

3 作業範囲

清掃業務仕様書及び別添図面に示す指定場所を作業対象とする。

4 作業内容及び作業実施時間

(1) 日常清掃

日常清掃業務は次に掲げる日を除き、清掃業務仕様書の周期で実施し、午前7時30分から午前12時までの間に業務を開始し、終了するものとする。

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 祝日、休日
- ウ 年末年始の休暇日

(2) 定期清掃

年1回、5～6月に実施する。

土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日に実施すること。（ただし、22時から翌朝5時までの時間帯を除く。）

(3) 特別清掃（窓ガラス清掃）

年1回、5～6月に実施する。

土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日に実施すること。（ただし、22時から翌朝5時までの時間帯を除く。）

5 報告等

- (1) 受託者は、作業実施時間、作業箇所等を記載した作業計画書を契約締結後、業務担当員に提出することとし、その作業計画書の内容を変更するときも、同様に提出すること。
また、定期清掃を実施するときも、あらかじめ同様の作業計画書を業務担当員に提出すること。
- (2) 定期清掃を実施しようとするときは、あらかじめ当該庁舎に勤務する業務担当者と協議すること。
- (3) 作業実施中に施設及び備品等の破損箇所を発見した場合は、直ちに委託者又は業務担当員に報告すること。
- (4) 清掃作業を実施したときは、速やかに委託者に別添清掃等業務日誌を提出するとともに、1月ごとに委託者に別添実績報告書を提出すること。また、定期清掃及び特別清掃を実施した際は、その旨を翌月5日までに委託者又は業務担当員に報告すること。

6 清掃人控室等の使用に関する事項

- (1) 委託業務を処理するために要する室は別途指定する室とする。
- (2) 受託者は、室の使用について、作業員に次の事項を留意させるものとする。
 - ア 関係者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
 - イ 整理整頓に努め、施設の善良なる管理に努めること。
 - ウ 施設が破損・紛失した場合において、その破損等が作業員の責めに帰する場合については、受託者の負担において原状回復するものとする。
 - エ 電気・水道等の使用については節約に努め、火気の取扱いには十分注意すること。
- (3) 清掃資機材等の保管に当たっては、殺菌処理、異臭防止等の保健衛生面の措置に十分配慮すること。

7 その他

- (1) この要領に定めのない事項であっても、現場の状況に応じ、軽微な作業で委託者が美観又は建物の清掃管理上必要と認めた作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。
- (2) 作業実施に当たり、施設、備品等に故意又は過失により損害を与えた時は、受託者の責任において原状回復するものとする。
- (3) この要領に定めのない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

作業仕様書（新得・本別・広尾地域保健支所）

1 日常清掃

(1) 床清掃

ア Pタイル、散乱線防護タイル、長尺塩化ビニールシート、フリーアクセスフローアは、自在箒、フロアダスター（ダストモップ）等によりごみの除去を行い、汚れはモップの水拭きにより除去し、乾いたモップで磨き出すこと。

イ 陶器タイルは、自在箒、フロアダスター（ダストモップ）等によりごみを除去し、モップにより水拭きをすること。冬季にあつては、凍結の防止に留意すること。

ウ カーペットは、電気掃除機でごみを除去すること。

エ タタミは、電気掃除機又は箒でごみを除去すること。

オ 木材フローリングは、モップでごみを除去すること。

カ 床材の区分にかかわらず、机、脇机、ロッカー、裁断機、FAX機器、複写機、電源への接続のある電気機器など、移動困難な什器・備品等の床部分は、清掃を省略できるものとする。

(2) くず入れのごみ等は、可燃物、非可燃物、資源物等に区分して回収し、委託者の指定する場所に搬出すること。

(3) 茶がらは、所定の場所に捨て、容器は水洗いして、元の場所に戻すこと。

(4) 冬季における清掃に当たっては、常に凍結防止に注意し、危険のないよう入念に清掃すること。

(5) 玄関マットは常に泥を取り除くとともに、冬期間の雪による目詰まり、凍結防止に十分注意し、散布した砂を拭き取るため、玄関に足拭きを置くこと。

(6) 配管、配線及び給湯室のタンク等は、手の届く範囲内で、ごみ、ほこりを除去すること。

(7) 便器及び手洗器等は、水洗いし、かつ、薬液により洗浄し常に清潔を保つこと。

(8) 便器の汚物入れの汚物は、所定の場所に捨て、容器の内外を水洗いし、消毒の上、元に戻しておくこと。

(9) トイレットペーパー、水石鹼、ビニルごみ袋、便座クリーナー等を、補充すること。

2 定期清掃

床の洗浄

(1) Pタイル等の床は、自在箒、フロアダスター（ダストモップ）等を用いてごみを取り除き、床に付着している汚物等を取り除いた後、ワックスを2回塗布した上、ポリッシャーにより研磨すること。また、剥離洗浄を行うこと。

(2) 陶器タイルの床は、自在箒、フロアダスター（ダストモップ）等を用いてごみを取り除き、デッキブラシ等により洗浄の上、滞水しないよう吸収作業をして仕上げること。

(3) 床材の区分にかかわらず、机、脇机、ロッカー、裁断機、FAX機器、複写機、電源への接続のある電気機器など、移動困難な什器・備品等の床部分は、清掃を省略できるものとする。

3 特別清掃（窓ガラス清掃）

窓ガラスは、石鹼又は薬液で拭き、乾布により磨きたてをすること。